適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ · 4	7\\ 双受印\\																			[1 /	2]
令和] 有	三 月	Ħ	申	住が、法が、本が、たった。	又 に 人 の 店 る 事	場 合 又 事. 務	所)は	(〒 7 ❷(法人 広島	の場合	のみ公	表され		香15号		香号	09) -	_ 97	'31	_ 9	9695)
				請	(フ 納	リーカ 税	<i>i</i>	地	(〒 7 広島	-		-) 目11番		(電話	舌番号	090) -	- 97	'31	— g	9695)
				HIJ	氏 名	又心		称	コバヤ ≫ 小林														
	広島東	•_ 税務	署長殿	者	(法) (法) 代表	人の	氏)名															
公表 1 2 な	されま 申請者 法人 よ よ	: す。 : の氏名 (人格の :記1及	又は名 ない社 び2の	称 団等る ほか、	事項 (❸ を 除 登 表 し て 公 番 し て かんし) 印欄) に : 号及で)は、 うって <i>に</i> ド登録 ^会	ま、 军月	本店ス 日が2	くは主 公表 さ	たる	事務) す。	折の所	在地								\ <u>\</u>	ジで
(平成2 ※ 当	8年法律 6該申請	津第15 青書は	号) 、所 [:]	求書発 第5条 得税法等 日以前	の規定等の-	 定によ −部を	るi 改i	改正後 Eする	後の消 法律	当費利	总法多	育 57 条	き の 2	第 2	項の	規定	きに	より	申請	ましる	ます	
, , ,	,	, , , ,			期間の			-1-12				場合	は令和	和 5 年	三6月	∄ 30 ⊨	1) j	きで	にこ	の申	請書	書を	提出
事	業	者	区	分	※ 次身	连 「登録	を提出す	· · · 確言	Z 課	:税事 を記載	:業者	くださ	۲۷۰ ع	また、	免税事	免制	脱事に該	業者 当す	る場合	合には			
判定合はこのになか	により 令和 5 申請書: ったこ	月31日 課税事業 年6月3 を提出つる とは、そ	業者とた 30日)ま ることだ き困難た	なる場 まででき な事情																			
税	理	士	署	名	T1/ T07		長谷	; Ш;	会計						(電話	舌番号	08	2 -	_ 2	72	_ 5	5868)
※ 税 務	整理番号				部門 番号		申請	青年	三月日			年	月	F		信	年	,	付 月	<u></u> 日			
務署処理	入力	, 処 理		年	月	日	番号確認				身元確認			確認 書類		番号力 [、] 他(ード/: 	通知 力	- - - - - - - - - - - - -	運転免	色許証) 		
欄	登 録	大番 号	T		1 1																		

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 小林 桂詩										
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。										
免税	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正す (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	る法律									
事	個人番号										
業	事生年月日(個業人事業年度	日									
者	(株) 人) 又は設立 年月日 (株) 内 年月日(法人) 年月日	日 ————									
の	等 事 業 内 容	1 1									
確	課 税 期 間 の 後 課 税 期 間 の 後 課 税 期 間 の を	刃 日 年3月31日									
認	ようとする事業者 令和 年 月	目									
登録要	→ ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ										
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	いいえ									
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して 口 はい 口 います。	いいえ									
参											
考											
事											
項											